

福祉法学

| | | | |
|-------|--------|------|-------------------|
| | 単位数 | 履修方法 | 配当学年 |
| | | | |
| 科目コード | CB3063 | 担当教員 | 志田 民吉(上)/菅原 好秀(下) |



※この科目は、平成21年度以降入学者に対して開設されている科目です。平成20年度以前に入学した方の「福祉法学（4単位）は『レポート課題集2014（社会福祉編）』または通信教育部 HP をご覧ください。

■科目の内容

福祉法学の科目は、科目名称の示すように社会福祉の仕事を行うにあたって必要とされる法学的な知識を、概括的に学ぶことを目的として設置されたものです。社会福祉の仕事を行う場合には、まず社会の一般市民としての部分を基礎に、社会福祉の部分の積み上げられた内容であることが求められます。法とは何か、それを理解する歴史的な知識、現行法令としての基本法（憲法、民法、行政法）、社会福祉サービス事業を行うに際しての最低限の知的情報（情報公開、権利擁護制度）などが、この福祉法学の科目における講義内容です。2009年度からは成年後見制度及び更生保護制度の知識が新たに加わった講義内容になります。

■到達目標

- 1) 福祉法学の制度概要について述べるができる。
- 2) 基本的人権の制度趣旨（特に自由権・社会権）を、判例を踏まえて、説明することができる。
- 3) 成年後見制度の意義と活用方法について説明できる。
- 4) 憲法、民法、行政法の制度体系について説明することができる。

■教科書（「更生保護制度論」と共通）

- 1) 渡辺信英著『更生保護制度』南窓社、2011年
- 2) 社会福祉士養成講座編集委員会編『新・社会福祉士養成講座19 権利擁護と成年後見制度（第4版）』中央法規出版、2014年

（最近の教科書変更時期）2014年4月

■在宅学習15のポイント

| 回数 | テーマ | 学習内容 | 学びのポイント |
|----|---------------|------------------------------|---|
| 1 | 福祉法学の基本 原理 | 日本国憲法第13条の「個人の尊重」について学びます。 | 個人の存在価値とは何か、また、個人の差異はなぜ必要なのかについて考えてみましょう。 |
| 2 | 基本的人権と自由権 | 自由権の制度趣旨と判例を中心に法の解釈について学びます。 | エホバの証人事件の事案の概要を踏まえて判旨の内容を理解することが重要です。 |

| 回数 | テーマ | 学習内容 | 学びのポイント |
|----|-----------------|------------------------------|---|
| 3 | 基本的人権と社会権 | 社会権の制度趣旨と判例を中心に法の解釈について学びます。 | 朝日訴訟と堀木訴訟の事案の概要をふまえて判旨の内容を理解することが重要です。 |
| 4 | 行政法 | 行政法の概要について学びます。 | 行政法と憲法との関連について説明できることが重要です。 |
| 5 | 行政法と地方自治 | 地方自治の制度趣旨について学びます。 | 地方自治の制度趣旨である住民自治・団体自治をふまえて、地方自治の現状と課題について理解することが重要です。 |
| 6 | 民法の基本原則 | 民法の全体像について学びます。 | 民法の総則・物権・債権・親族・相続の相互の関係性について理解することが重要です。 |
| 7 | 成年後見制度 | 成年後見制度の概要について学びます。 | 成年後見制度の全体像について説明できることが重要です。 |
| 8 | 成年後見制度の後見・保佐・補助 | 成年後見制度の各制度について学びます。 | 成年後見制度の後見・保佐・補助について事例を挙げて説明できることが重要です。 |
| 9 | 任意後見制度 | 任意後見制度の概要について学びます。 | 任意後見制度の内容を説明できることが重要です。 |
| 10 | 成年後見制度の現状と課題 | 成年後見制度の最近の動向と課題について学びます。 | 成年後見制の現状と課題をふまえて今後求められる対応策について説明できることが重要です。 |
| 11 | 日常生活自立支援事業 | 日常生活自立支援事業の概要について学びます。 | 日常生活自立支援事業の概要と成年後見制度との連携について理解することが重要です。 |
| 12 | 成年後見制度利用支援事業 | 成年後見制度利用支援事業の概要について学びます。 | 成年後見制度利用支援事業を説明できることが重要です。 |
| 13 | 権利擁護にかかわる組織・団体 | 権利擁護にかかわる組織・団体について学びます。 | 家庭裁判所、法務局、市町村、社会福祉協議会、児童相談所の役割について説明できることが重要です。 |
| 14 | 権利擁護にかかわる専門職の役割 | 権利擁護にかかわる専門職の役割について学びます。 | 弁護士、司法書士、公証人、医師、社会福祉士の役割について理解することが重要です。 |
| 15 | 権利擁護活動の実際 | 権利擁護活動の現状について学びます。 | 被虐待児、高齢者虐待、アルコール等依存症、非行少年、ホームレス、多重債務者の対応について説明できることが重要です。 |

■レポート課題

| | |
|-------|---|
| 1 単位め | <p>次の課題のなかから1題を選び、論述しなさい。</p> <p>①日本国憲法の基本原則の基本的人権と国民主権について述べなさい。</p> <p>②地方自治体とは何か、また地方自治体の存在意味はどんなところにあると考えるか。</p> <p>③成年後見制度について、事例を挙げながら、説明しなさい。</p> |
|-------|---|

| | |
|--------------|--|
| 2 単位め | <p>次の課題のなかから 1 題 を選び、論述しなさい。</p> <p>①不法行為とは何か、福祉施設長の責任についても言及しなさい。</p> <p>②行政救済について述べなさい。</p> <p>③更生保護制度について述べなさい。</p> <p>※スクーリング受講者専用「別レポート」対象課題・web 解答可</p> |
|--------------|--|

■アドバイス

1 単位め アドバイス

①この設題は日本国憲法とは何かを説明する際の最も大切な部分に関係します。

②憲法第92条以下に「地方自治」の章が規定されています。公の存在としては地方自治体の他に国などがありますが、国という団体の他に地方自治体という団体が何故に必要とされるのか、憲法に規定する意味は何処にあるのかを考えてまとめてください。

③テキストを精読し、相談援助職の視点からの制度の概要と制度の活用例を考え、まとめられるとよいと思います。社会福祉の現場で仕事をしていない方は、なかなか制度の活用場面のイメージが持てないでしょうから、地域の社会福祉士会や司法書士会、弁護士会などの団体や社会福祉協議会などを尋ねてみることも有益ではないかと思います。

2 単位め アドバイス

①不法行為は民法第709条以下に規定されています。私たちの社会は高速度交通機関などの発達が示すように、不慮の事故の生じる可能性は日々高まっています。日常生活において、契約制度と同様に不法行為の領域が重要になってくる所以でもあります。社会福祉の仕事は、社会福祉法人による事業経営に代表されるように、社会福祉のサービスを提供する組織や団体には、そこで供給される諸サービスに関し責任を負う責任者の存在があります。民法第715条（使用者責任）など不法行為として規定されている条文を読み、課題についてまとめてください。事例などもまじえて考え、レポートを作成するとまとめやすいでしょう。

②主として行政の仕事は、市民の生活に係わった内容です。制度上、行政の仕事は公益性が求められるが、公益性のために市民の個人の財産やその他の利益が不利益を被ることは、場合によっては避けられないことです。一方において、公益性を確保するために個人の財産や諸利益を当然に犠牲としてもよいということにも、また合理性があるとはいえません。個人財産の保障は憲法の規定するところですが、このようなところを基本的理解として持ちながら、法は行政によって公益を目指す場合、あるいは目指した場合、市民の財産権などの諸利益の保障には、どのような配慮をしているのかに視点を当て、レポートをまとめるとよいでしょう。

③更生保護制度は2009年度から新たに社会福祉士などの資格関連で付加された履修内容です。社会福祉専門職（特に相談援助職）の業務内容と関連づけながらまとめることが大切です。

■科目修了試験 評価基準

当該科目の内容理解がなされているかが重要であり、論述の分量（1問あたり400～800字程度）も

評価対象となる。また、法の制度趣旨、意義を述べた上で、現実との関連から自分なりの視点から述べられていることも評価の対象となる。

■参考図書

- 1) 志田民吉編著『改訂 法学』建帛社、2007年（改訂版でなくても可）
- 2) 社会福祉士養成講座編集委員会編『新・社会福祉士養成講座20 更生保護制度（第3版）』中央法規出版、2014年
- 3) 渡辺信英著『行政法の基礎』南窓社、2011年